

# 生徒会及び生徒会選挙規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、田名部高等学校定時制の課程における生徒会及び生徒会選挙について定める。

## 第2章 生徒会及び生徒会役員組織・構成

第2条 本会は青森県立田名部高等学校定時制の全生徒を会員として組織する。

第3条 生徒会執行部は生徒会役員と称し、会長1名、副会長2名以内、執行部員若干名により組織される。

第4条 ①生徒会長は生徒会を代表し会務を総覧する。会長は本会会員の中から、選挙により選出される。また会長は会員の中から副会長を推薦し、生徒総会の承認を得て任命することができる。

②副会長は生徒会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合はこれを代行する。

③執行部員は本会会員を代表して会務に参画する。

④会長・副会長及び執行部員の任期は10月から翌9月までの1ヶ年とする。変更があった場合は残任期間をもって任期とする。但し、再任は妨げない。

## 第3章 選挙管理委員会

第4条 選挙管理委員会は各年次から1名ずつ選出された4人で組織し、委員長はその中から互選で決めるものとする。

## 第4章 選挙権及び被選挙権

第5条 本校生徒は全て生徒会選挙において選挙権及び被選挙権を有する。ただし、現在懲戒処分中にある者についてはその権利を失う。また懲戒処分を受けた者については1年間の被選挙権を失う。

## 第5章 選挙期日

第6条 役員選挙は10月に行い、生徒会長を選出する。

第7条 選挙期日は選挙管理委員会が15日前に告示しなければならない。

## 第6章 立候補

第8条 役員に立候補する者は、選挙告示の日より7日以内に選挙管理委員会に申し出なければならない。

第9条 立候補の辞退は、選挙の5日前までその旨を選挙管理委員会に連絡し承認を得るものとする。

## 第7章 選挙運動

第10条 原則として学校の正常な教育活動を妨げてはいけないものとする。

第11条 選挙に関して次に該当するものは違反とする。

- 1 選挙告示以前及び選挙当日の選挙運動
- 2 他の立候補者への妨害
- 3 投票の強制

第12条 第11条の事項に違反した立候補者は、その選挙の期間中選挙運動をしてはいけないものとする。

## 第8章 投票

第13条 投票は直接無記名の秘密投票により行い、投票は○×の記号式で行うものとする。

第14条 選挙当日、投票ができないことが前もってわかっている者で、その理由が選挙管理委員会によって認められた場合、校内において不在投票ができるものとする。

第15条 次の場合、投票はこれを無効とする。

- 1 正規の用紙でない用紙を使用したもの。
- 2 投票用紙に○×以外の記載があるもの。
- 3 投票用紙が破損しているもの。

## 第9章 開票

第16条 開票は選挙管理委員会が行う。

第17条 開票の結果、棄権数及び無効投票数が総投票数の3分の1を占めた時は再度投票を行うものとする。

第18条 開票の結果、当選者を決定しえない場合、選挙管理委員会は今後の処置を選挙人に告示しなければならない。

## 第10章 当選

第19条 立候補者が定員を超えた場合、有効投票数の最高得票数を得た者を当選人とする。

ただし、立候補者が定員を超え一人も有効投票数の過半数を得票しなかった場合、上位何名かを選出し決選投票を行うものとする。その際、決選投票については選挙管理委員会の責任のもとで行うものとする。

第20条 得票数が等しく当選人を決定し得ない場合は、選挙管理委員会の判断に基づき再度投票を行うものとする。

第21条 立候補者が定員と一致した場合、選挙人の信任投票により有効投票数の過半数を得たものを当選人とする。

第22条 選挙管理委員会は、当選人を学校長に報告し、学校長の認証を得るものとする。

附則 平成23年3月10日 一部改正

平成26年1月22日 一部改正

令和元年10月30日 一部改正

令和5年9月20日 一部改正